

橿原市図書館協議会委員の公募に関する要領

橿原市立図書館の運営について、市民の皆さまの意見を反映させるため、橿原市図書館協議会委員を公募します。

1. 協議会の名称

橿原市図書館協議会

2. 公募する委員の人数

1人

3. 委員の任期

令和8年7月1日から令和10年6月30日まで

4. 応募資格

応募資格については、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア. 応募時に本市に在住し、在勤し、若しくは在学している者又は本市内で事業経営をしている者

イ. 応募時の年齢が満18歳以上の者

ウ. 公募委員に選任される日において、本市の他の審議会等の委員に選任されていない者

エ. 行政機関(本市を含む。)の職員(特別職を含む。)でない者

オ. 橿原市立図書館利用カードの公布を受けている者

5. 応募方法

応募方法は下記のいずれかの方法で必要書類を提出してください。

①事務局(橿原市立図書館)へ直接提出

②郵送(令和8年5月1日必着)

③電子メール(kml@city.kashihara.nara.jp)

6. 必要書類

①応募申込書(応募用紙は、図書館で配布しています。図書館ホームページからもダウンロードできます。)

②小論文テーマ「橿原市立図書館に期待する役割」

上記についてあなたの考えを述べてください。(400字～800字程度)

7. 応募期間

令和8年4月1日(水)から5月1日(金)まで

8. 選考方法

選考委員会を設置し、応募書類をもとに書類選考及び面接により行います。

面接は書類選考合格者を対象とし、日時は別途通知します。

9. 委員の職務

会議に出席して他の委員とともに、市立図書館の運営について意見を述べていただきます。

10. 報酬

協議会出席 1 回につき 10,000円(税込み)※年2回程度開催予定(平日)

11. 選考結果の通知

応募者全員に文書で通知するとともに、応募者個人の情報に該当する部分を除き公開します。なお、応募書類は返却いたしません。

12. 選任に関する特例

公募を行った場合において、応募人数が募集定員に満たなかったとき、又は選考の結果、該当者がなかったときは、再公募によらないで委員を選任することができるものとします。

13. 事務局(お問い合わせ先)

檀原市立図書館 〒634-0075 檀原市小房町11-5

電話番号:0744-29-2121